

# 埼玉県建築審査会傍聴要領

平成9年5月22日  
埼玉県建築審査会  
決裁第 9 号

## 1 傍聴する場合の手続き

(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、埼玉県建築審査会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議の秩序の維持

(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

(1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

ただし、埼玉県建築審査会の会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) その他会場を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。